

税のミニ通信

インボイス制度

① 今後の消費税改正

昨年10月より消費税の標準税率が8%から10%へ。さらに、軽減税率8%（外食を除く飲料品と定期購読新聞に対するもの）も導入され、従来の単一税率から複数税率に変更されました。

この改正で経理処理自体も複雑になりましたが、これだけにとどまらず、今後また大きな改正を予定しています。

適格請求書等保存方式、いわゆる、インボイス制度の導入です。

② 消費税の基本的考え方

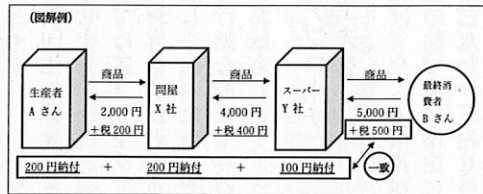
消費税を負担するのは最終消費者ですが、その最終消費者が消費税を国に直接納める訳ではありません。その消費者が購入金額と一緒に支払った消費税を、その販売までに携わった各事業者が分散して、国に納付していくという仕組みになっています。

具体的には、各事業者が、売上で一緒に預かった消費税からその販売原価や諸経費で他社に支払った消費税を差し引いた差額分を、それぞれ



坂本喜一税理士事務所  
税理士 草野 滋

れ国に納付していきます。



この図解例でいくと、最終消費者Bさんが負担した消費税が500円。これを、スーパーY社が100円（＝500円÷400円）、問屋X社が200円（＝400円÷200円）、生産者Aさんが200円（＝200円÷100円）、それぞれ分散して国に納めていくことになります。

③ 事業者から見た税負担

事業者側から見ると、売上げ時に預かった消費税や業者に支払った消費税が8%だろうが10%だろうが、最終的には国に納める納付額で相殺されるため、利益に与える影響は本来ありません（負担を被るのが最終消費者のため、その税負担増からくる買い控え等で売上自体が減少するかもしれません）。

④ 消費税の免税事業者制度とその弊害

売上規模が小規模な事業者の場合には、その事務負担を考慮して、消費税の納税義務が免除される制度があります。先程の図解例の生産者Aさんが売上高（実際

は2年前の消費税の課税対象となる売上高等で判定）1,000万円以下の小規模事業者の場合、Aさんは消費税の免税事業者になります。この場合、Aさんは問屋X社から消費税200円を預かっていますが、免税事業者のため、この200円を国に納める必要がなくなります。

そうすると、最終消費者Bさんが負担した消費税は500円ですが、国に納付される消費税がAさん分の200円足りなくなってしまう、いわゆる（Aさんの）益税になってしまうという弊害があります。

⑤ 請求書等の保存ルール

消費税の課税事業者（簡易課税事業者は除く）は、売上で一緒に預かった消費税と相殺する消費税（販売原価や諸経費などで他社に支払った分）について、買い手がその売り手から発行された請求書等を保存しなければ、その分の消費税を差し引けないルールになっています。また、その請求書等は、売り手の事業者名や取引年月日、購入したものの内容、購入金額、その消費税額、軽減税率対象品目がある場合はその旨などの所定の記載ルールがあります。

買い手がきちんと経理処理できるように、売り手が所定ルールにそった請求書等を買入手に発行し、買い手がその書類を保存することでその消費税の経理処理が適正であることを証明するというものです。

⑥ インボイス制度について

今後導入を予定しているインボイス制度とは、税務署の登録を受けた売り手が、従来の請求書の記載ルールに加え、税務署から受けた登録番号等を記載した適格請求書（インボイス）を買入手に発行し、買い手がそれを保存することで、その支払った消費税を税額計算上控除することが出来るという制度です。

（大きな変更点）

この制度の大きな変更点は、①売り手が税務署の登録を受けなければならない。②消費税の課税事業者でなければこの登録を受けることができない。ということだ。

つまりは、登録が出来ない免税事業者はこのインボイスを買入手に発行できないので、買入手側はその分の消費税を控除することが出来なくなりました。

⑦ インボイス制度が与える影響

（経理処理の複雑化）  
買い手がインボイスを発行しているかしていないかで税負担が変わってくるので、その確認点が増え、取引規模が大きいところほど経理負担が増えます。

（免税事業者に対する影響）

特に大きな影響を受けると思われるのが、現在免税事業者になっている小規模事業者です。売上のメインの相手先が個人消費者の場合（いわゆるBtoC）には特に問題はないのですが、企業を相手とする場合（いわゆるBtoB）には、インボイスを発行出来ないため、その相手企業がその消費税分を負担することになります。売り手側の経理処理の簡素化のために、インボイスを発行できない事業者との取引を拒否されることも想定されます。

⑧ 最後に

この制度の導入時期は令和5年10月からを予定しておりまだ先の話ですが、非常に複雑な制度です。その会社の立場・状況によって、それぞれ対応も異なってくるかと思えます。段々と準備対応が必要になってくる大きな改正です。